

大分大学医学部附属病院材料部細則

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第9条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院材料部（以下「材料部」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(材料部長)

第2条 材料部長は、病院長の命を受け、材料部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(材料部副部長)

第3条 材料部副部長は、材料部長を補佐し、材料部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務分掌)

第4条 材料部は、医療機械器具・材料の滅菌、供給及び管理を行う。

2 材料部に、次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる業務を分掌させる。

- (1) 滅菌部門 医療機械器具の洗浄滅菌、供給及び管理
- (2) 物流部門 材料の供給及び管理

(運営会議)

第5条 材料部の運営に関する事項を審議するため材料部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 材料部長
- (2) 材料部副部長
- (3) 手術部長又はその代理者
- (4) 看護師長 3人
- (5) その他材料部長が必要と認めた者

3 前項第3号から第5号までの委員は、病院長が指名する。

4 第2項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営会議に議長を置き、材料部長をもって充てる。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

8 運営会議の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、材料部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第2－3号）

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号から第5号までの委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院材料部規程（平成16年医学部規程第2－8号）は、廃止する。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第2－4号）

この細則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成 28 年医学部附属病院細則第 1－6 号）
この細則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年医学部附属病院細則第 2－2 号）
この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。